

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

平成21年3月										平成23年3月									
工 種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表による確認	摘 要 基 準	工 種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表による確認	摘 要 基 準	理 由	
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリ																			

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

平成21年3月										平成23年3月									
工 種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘 要 基 準	工 種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘 要 基 準	理 由	
		スランパ試験	JIS A 1101	スランパ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランパ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm (コンクリート舗装の場合) スランパ2.5cm：許容値±1.0cm (道路橋床版の場合) スランパ8cmを標準とする。	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクスコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全車試験を行うが、スランパ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランパ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクスコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201 道路標示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成14年3月 P488 道路標示方書・同解説Ⅲコンクリート橋編 平成14年3月 P331				スランパ試験	JIS A 1101	スランパ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランパ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm (コンクリート舗装の場合) スランパ2.5cm：許容値±1.0cm (道路橋床版の場合) スランパ8cmを標準とする。	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクスコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全車試験を行うが、スランパ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランパ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201 道路標示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成14年3月 P488 道路標示方書・同解説Ⅲコンクリート橋編 平成14年3月 P331		・表現の軽微な変更 (わかりやすい表現)	
		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108		1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m3ごとに1回 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6本 (φ7・・・3本、φ28・・・3本) とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3本 (φ3) を採取する。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクスコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202				コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 なお、テストピースは打設場所から採取し、1回につき6本 (φ7・・・3本、φ28・・・3本) とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3本 (φ3) を採取する。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202		・表現の軽微な変更 (わかりやすい表現)
		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128		±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクスコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202 [2005年制定]コンクリート標準示方書 規準編 P345 道路標示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成14年3月 P488				空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編 P423、426、434 道路標示方書・同解説Ⅱ鋼橋編 平成14年3月 P488		・表現の軽微な変更 (わかりやすい表現) ・コンクリート標準示方書の改訂
		コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106		1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日につき2回 (午前・午後) の割りで行う。なおテストピースは打設場所から採取し、1回につき原則として3個とする。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクスコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。 コンクリート舗装の場合には、曲げ強度試験を適用する。					コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日につき2回 (午前・午後) の割りで行う。なおテストピースは打設場所から採取し、1回につき原則として3個とする。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 コンクリート舗装の場合には、曲げ強度試験を適用する。			・表現の軽微な変更 (わかりやすい表現)
		コアによる強度試験	JIS A 1107		設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。						コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。				
		コンクリートの圧入分析試験	JIS A 1112		設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。					コンクリートの圧入分析試験	JIS A 1112							
施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート構壁 (ただし、プレキャスト製品を除く。)、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル (ただし、いづれの工種についてもP Cは除く。) 及び高さが3m以上の堰・水門・橋門を対象とし、構造物躯体の地盤や他の構造物との接界面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P216		必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート構壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・橋門を対象 (ただし、いづれの工種についてもプレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは対象としない。) また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P216		・表現の軽微な変更 (わかりやすい表現)		
		テストハンマーによる強度推定調査	JSGE-G 504		設計基準強度	鉄筋コンクリート構壁及びカルバート類、トンネルについては目地間 (ただし10.0mを超えるトンネルでは、10.0mを超えた箇所以降は、3.0m程度で1箇所) で行う。その他の構造物については強度が同じプロットを1構造物の単位とし、各車取につき3カ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5カ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート構壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・橋門を対象。 (ただし、いづれの工種についてもプレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは対象としない。) また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	[2005年制定]コンクリート標準示方書 規準編 (土木学会規準) P243～246 「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法」				テストハンマーによる強度推定調査	JSGE-G 504	設計基準強度	鉄筋コンクリート構壁及びカルバート類で行う。その他の構造物については強度が同じプロットを1構造物の単位とし、各車取につき3カ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5カ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート構壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・橋門を対象。 (ただし、いづれの工種についてもプレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは対象としない。) また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編 (土木学会規準) P283～286 「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法」	・コンクリート標準示方書の改訂	
		コアによる強度試験	JIS A 1107		設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	[2005年制定]コンクリート標準示方書 規準編 (JIS) P379～381 「コンクリートからコア及びひび割れの切り取り方並びに強度試験方法」		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編 (JIS) P472～474 「コンクリートからのコアの採取方法及び圧縮強度試験方法」	・コンクリート標準示方書の改訂		
		配筋状態及びひび割れ	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひび割れ測定要領 (案)」による	同左	同左	同左	同左	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひび割れ測定要領 (案)」 (0119.11.15国官技第195号)			配筋状態及びひび割れ	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひび割れ測定要領 (案)」による	同左	同左	同左	○ ○	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひび割れ測定要領 (案)」 (0121.3.31.国官技第345号) 「非破壊・微破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領 (案)」 (0119.10.25国官技第196号)	・かぶり測定要領の改定・試験成績表による確認の追加 ・強度測定要領の改定・試験成績表による確認の追加	
		強度測定	「非破壊・微破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領 (案)」による	同左	同左	同左	同左	「非破壊・微破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領 (案)」 (0119.10.25国官技第196号)			強度測定								
2 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 折れ曲がり 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏み ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 等	熱間押抜き法以外の場合 ①軸心の偏みが鉄筋径 (径の異なる場合は細いほうの鉄筋) の1/5以下 ②ふくらみは鉄筋径 (径の異なる場合は細いほうの鉄筋) の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2D以上 ④焼き割れ ⑤著しいたれ下がり、折れ曲がりがない	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。 (1) SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・自動ガス圧接及び熱間押抜き法を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績のない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設置条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2) SD490の鉄筋を圧接する場合 SD490を圧接する場合、手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜き法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	鉄筋のガス圧接工事標準仕様書 (2005年) P5, 8, 9	2 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 折れ曲がり 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏み ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 等	熱間押抜き法以外の場合 ①軸心の偏みが鉄筋径 (径の異なる場合は細いほうの鉄筋) の1/5以下 ②ふくらみは鉄筋径 (径の異なる場合は細いほうの鉄筋) の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2D以上 ④焼き割れ ⑤著しいたれ下がり、折れ曲がりがない	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。 (1) SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・自動ガス圧接及び熱間押抜き法を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績のない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設置条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2) SD490の鉄筋を圧接する場合 SD490を圧接する場合、手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜き法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	鉄筋のガス圧接工事標準仕様書 (2005年) P5, 8, 9			
				熱間押抜き法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2D以上 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があてはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	鉄筋のガス圧接工事標準仕様書 (2005年) P78	熱間押抜き法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2D以上 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があてはならない。					・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	鉄筋のガス圧接工事標準仕様書 (2005年) P78						
				熱間押抜き法以外の場合 ①軸心の偏みが鉄筋径 (径の異なる場合は細いほうの鉄筋) の1/5以下 ②ふくらみは鉄筋径 (径の異なる場合は細いほうの鉄筋) の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2D以上 ④焼き割れ ⑤著しいたれ下がり、折れ曲がりがない	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正し、外観検査を行う。 ・④は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正し、外観検査を行う。 ・⑤は、著しい折れ曲がりが生じた場合は、再加熱して修正し、外観検査を行う。又、著しい焼き割れおよび破れなどが生じた場合は、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査および超音波探傷検査を行う。	鉄筋のガス圧接工事標準仕様書 (2005年) P8, 9, 10, 52～59, 67, 71～73	熱間押抜き法以外の場合 ①軸心の偏みが鉄筋径 (径の異なる場合は細いほうの鉄筋) の1/5以下 ②ふくらみは鉄筋径 (径の異なる場合は細いほうの鉄筋) の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2D以上 ④焼き割れ ⑤著しいたれ下がり、折れ曲がりがない					熱間押抜き法以外の場合 ①軸心の偏みが鉄筋径 (径の異なる場合は細いほうの鉄筋) の1/5以下 ②ふくらみは鉄筋径 (径の異なる場合は細いほうの鉄筋) の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2D以上 ④焼き割れ ⑤著しいたれ下がり、折れ曲がりがない	鉄筋のガス圧接工事標準仕様書 (2005年) P8, 9, 10, 52～59, 67, 71～73						
				熱間押抜き法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2D以上 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があてはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正し、外観検査を行う。 ・④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・⑤は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。ただし、現場条件により溶接機械の設置が出来ない場合には、添割で補強する (コンクリートの充填性が低下しない場合に限る)。	鉄筋のガス圧接工事標準仕様書 (2005年) P78	熱間押抜き法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2D以上 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があてはならない。					熱間押抜き法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2D以上 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があてはならない。	鉄筋のガス圧接工事標準仕様書 (2005年) P78						
				熱間押抜き法以外の場合 ①軸心の偏みが鉄筋径 (径の異なる場合は細いほうの鉄筋) の1/5以下 ②ふくらみは鉄筋径 (径の異なる場合は細いほうの鉄筋) の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2D以上 ④焼き割れ ⑤著しいたれ下がり、折れ曲がりがない	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正し、外観検査を行う。 ・④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ・⑤は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。ただし、現場条件により溶接機械の設置が出来ない場合には、添割で補強する (コンクリートの充填性が低下しない場合に限る)。	鉄筋のガス圧接工事標準仕様書 (2005年) P78	熱間押抜き法以外の場合 ①軸心の偏みが鉄筋径 (径の異なる場合は細いほうの鉄筋) の1/5以下 ②ふくらみは鉄筋径 (径の異なる場合は細いほうの鉄筋) の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2D以上 ④焼き割れ ⑤著しいたれ下がり、折れ曲がりがない					熱間押抜き法以外の場合 ①軸心の偏みが鉄筋径 (径の異なる場合は細いほうの鉄筋) の1/5以下 ②ふくらみは鉄筋径 (径の異なる場合は細いほうの鉄筋) の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2D以上 ④焼き割れ ⑤著しいたれ下がり、折れ曲がりがない	鉄筋のガス圧接工事標準仕様書 (2005年) P78						

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

平成21年3月									平成23年3月									理由
工種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	工種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	摘要基準	
		超音波探傷検査	JIS Z 3062	・各検査ロットごとに30箇所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1箇所以下の時はロットを合格とし、2箇所以上のときはロットを不合格とする。 ただし、含否判定レベルは基準レベルより-24db感度を高めたレベルとする。	超音波探傷検査は採取検査を原則とする。 採取検査の場合は、各ロットの30箇所とし、1ロットの大きさは200箇所程度を標準とする。 ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、下記による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督職員の承認を得て、補強部（ラップ長の2倍以上）を施すか、圧接部を切り取って再圧接する。 ・圧接部を切り取って再圧接によって修正する場合には、修正後外観検査および超音波探傷検査を行う。	鉄筋のガス圧接工事標準仕様書（2005年） P9, 10, 63			超音波探傷検査	JIS Z 3062	・各検査ロットごとに30箇所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1箇所以下の時はロットを合格とし、2箇所以上のときはロットを不合格とする。 ただし、含否判定レベルは基準レベルより-24db感度を高めたレベルとする。	超音波探傷検査は採取検査を原則とする。 採取検査の場合は、各ロットの30箇所とし、1ロットの大きさは200箇所程度を標準とする。ただし、含否判定レベルは基準レベルより-24db感度を高めたレベルとする。	規格値を外れた場合は、下記による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督職員の承認を得て、補強部（ラップ長の2倍以上）を施すか、圧接部を切り取って再圧接する。 ・圧接部を切り取って再圧接によって修正する場合には、修正後外観検査および超音波探傷検査を行う。	鉄筋のガス圧接工事標準仕様書（2005年） P9, 10, 63			
3 既製杭工	材料	外観検査（鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	設計図書による。		○	道路標示方書・同解説 IV 下部構造 編 平成14年3月 P506	3 既製杭工	材料	外観検査（鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	設計図書による。		○	道路標示方書・同解説 IV 下部構造 編 平成14年3月 P506	
	施工	外観検査（鋼管杭）	JIS A 5525	【円周接部の目盛り】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1016mm以下：許容値3mm以下 外径1016mmを超え2000mm以下：許容値4mm以下		・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。 ・外径700mm以上1016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。 ・外径1016mmを超え2000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。	JISハンドブック		施工	外観検査（鋼管杭）	JIS A 5525	【円周接部の目盛り】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値3mm以下 外径1,016mmを超え2,000mm以下：許容値4mm以下		・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。 ・外径1,016mmを超え2,000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。	JISハンドブック			
		鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343	われ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。 但し、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。		杭基礎施工便覧 H4 P69（試験項目）、91		鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4	われ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。 但し、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。		杭基礎施工便覧 H4 P69（試験項目）、91	・技術基準の改定（JISの変更）			
		鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の3類以上	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 （20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。）		道路標示方書・同解説IV 下部構造 編 平成14年3月 P506 杭基礎施工便覧 H4 P69（試験項目）、91		鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の3類以上	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 （20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。）		道路標示方書・同解説IV 下部構造 編 平成14年3月 P506 杭基礎施工便覧 H4 P69（試験項目）、91				
	その他	鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の3類以上	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。 （20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。）	中継工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。	鋼道路橋施工便覧 昭和60年2月 P123		鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の3類以上	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。 （20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。）	中継工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。		鋼道路橋施工便覧 昭和60年2月 P123			
		鋼管杭・コンクリート杭（根固め）水セメント比試験	比重の測定	設計図書による。 又、設計図書に記載されていない場合は60%～70%とする。	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。	杭基礎施工便覧 H4 P129, 130（試験項目）		鋼管杭・コンクリート杭（根固め）水セメント比試験	比重の測定	設計図書による。 又、設計図書に記載されていない場合は60%～70%とする。	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		杭基礎施工便覧 H4 P129, 130（試験項目）					
		鋼管杭・コンクリート杭（根固め）セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びくい周囲定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 尚、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：19.6Mpa 杭基礎施工便覧 H4 P130		鋼管杭・コンクリート杭（根固め）セメントミルクの圧縮強度試験 JIS A 1108	セメントミルク工法に用いる根固め液及びくい周囲定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 尚、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：19.6Mpa 杭基礎施工便覧 H4 P130		杭基礎施工便覧 H4 P130				
4 下層路盤	材料	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	粒状路盤：修正CBR20%以上（クランツヤラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クランツヤランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が次に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・・・・20cm 東北地方・・・・・・30cm その他の地方・・・・・・40cm	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P78, 250～251 As舗装工事共通仕様書解説 P38	4 下層路盤	材料	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	粒状路盤：修正CBR20%以上（クランツヤラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クランツヤランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が次に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・・・・20cm 東北地方・・・・・・30cm その他の地方・・・・・・40cm	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P78, 250～251 As舗装工事共通仕様書解説 P38	・表現の軽微な変更（摘要欄）
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P53, 250～251			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照			舗装施工便覧 P53, 250～251		
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P78, 250～251 As舗装工事共通仕様書解説 P37			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	・鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P78, 250～251 As舗装工事共通仕様書解説 P37	・表現の軽微な変更（摘要欄）	
		鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・CS：クランツヤラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P54, 84, 250～251			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下	・CS：クランツヤラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P54, 84, 250～251	・表現の軽微な変更（摘要欄）	

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

平成21年3月									工 種	平成23年3月									理 由			
工 程	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘 要 基 準		試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘 要 基 準					
		道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P54,250～251			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P54,250～251	・表現の軽微な変更（摘要欄）				
	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシュランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P250～251 As舗装工事共通仕様書解説 P38		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシュランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P250～251 As舗装工事共通仕様書解説 P38	・表現の軽微な変更（摘要欄）				
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]～191	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 ただし、歩道の基準密度については設計図書による。	・中規模以上の工事：定期的又は随時（1,000㎡につき1個）。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。	・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・確認試験である。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローヤートラック等を用いるものとする。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		(規格値)（試験基準） 舗装施工便覧 P262 舗装設計施工指針 P304 (摘要) 舗装設計施工指針 P302 舗装施工便覧 P250～251	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]～191	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000㎡につき1個 ・1,000㎡未満の工事（ただし維持工事は除く）は、1工事につき任意の3個		(規格値)（試験基準） 舗装施工便覧 P262 舗装設計施工指針 P304 (摘要) 舗装設計施工指針 P302 舗装施工便覧 P250～251	・表現の軽微な変更（試験基準）				
		ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]～210		・中規模以上の工事：随時			舗装施工便覧 P262			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]～210	・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローヤートラック等を用いるものとする。		舗装施工便覧 P262	・表現の軽微な変更（試験基準）					
その他		平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	・確認試験である。 ・セメントコンクリートの路盤に適用する。			その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。							
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		舗装施工便覧 P53			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		舗装施工便覧 P53					
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P37			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下				アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P37					
	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・確認試験である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		舗装施工便覧 P250～251,262			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		舗装施工便覧 P250～251,262	・表現の軽微な変更（摘要欄）					
5	上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]～5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P84,250～251 舗装再生便覧 P210	5	上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]～5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P84,250～251 舗装再生便覧 P18	・舗装再生便覧の改訂 ・表現の軽微な変更（摘要欄）
				鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]～5	修正CBR 80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びFMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P84,250～251			鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]～5	修正CBR 80%以上	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びFMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P84,250～251	・表現の軽微な変更（摘要欄）			

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

[illegible]

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

平成21年3月									平成23年3月									
工 種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘 要 基 準	工 種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘 要 基 準	理 由
施 工	必 須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-191	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・中規模以上の工事：定期的又は随時（1,000m ² につき1個） ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。	・締固め度及び粒度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得たい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基礎および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	(規格値) 舗装施工便覧 P262 舗装設計施工指針 P304 (摘要) 舗装設計施工指針 P302 舗装施工便覧 P250～251		施 工	必 須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-191	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度及び粒度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得たい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000m ² につき1個 ・1,000m ² 未満の工事（ただし維持工事は除く）は、1工事につき任意の3個	/	(規格値) 舗装施工便覧 P262 舗装設計施工指針 P304 (摘要) 舗装設計施工指針 P302 舗装施工便覧 P250～251		・表現の軽微な変更（摘要欄・試験基準）
		粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時（1回～2回／日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基礎および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	舗装施工便覧 P262, 250～251	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14		2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時（1回～2回／日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	舗装施工便覧 P262, 250～251				
		粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基礎および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	舗装施工便覧 P262, 250～251	粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14		75μmふるい：±6%以内			舗装施工便覧 P262, 250～251				
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m ² につき2回の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。				その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m ² につき2回の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。		
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	観察により異常が認められたとき。		舗装施工便覧 P84, 262	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205		塑性指数PI：4以下	観察により異常が認められたとき。		舗装施工便覧 P84, 262				
含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		舗装施工便覧 P262	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		舗装施工便覧 P262								
6 アスファルト安定処理路盤		アスファルト舗装に準じる						6 アスファルト安定処理路盤		アスファルト舗装に準じる								
7 セメント安定処理路盤	材料必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-38	下層路盤：一軸圧縮強さ〔7日間〕0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ〔7日間〕2.9Mpa（アスファルト舗装）、2.0Mpa（セメントコンクリート舗装）。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基礎および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	舗装施工便覧 P78, 84, 250～251	7 セメント安定処理路盤	材料必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-38	下層路盤：一軸圧縮強さ〔7日間〕0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ〔7日間〕2.9Mpa（アスファルト舗装）、2.0Mpa（セメントコンクリート舗装）。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基礎および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	舗装施工便覧 P78, 84, 250～251	・表現の軽微な変更（摘要欄）		
		骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・アスファルト舗装に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基礎および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	舗装施工便覧 P78, 85, 250～251	骨材の修正CBR試験		舗装調査・試験法便覧 [4]-5	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	・アスファルト舗装に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基礎および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	舗装施工便覧 P78, 85, 250～251	・表現の軽微な変更（摘要欄）				
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-103	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基礎および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m ² を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	舗装施工便覧 P78, 85, 250～251	土の液性限界・塑性限界試験		JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-103	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基礎および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	舗装施工便覧 P78, 85, 250～251	・表現の軽微な変更（摘要欄）				
		粒度（2.36mmフルイ）	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時（1回～2回／日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10000m ² 未満 ②使用する基礎および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。	舗装施工便覧 P268, 250～251	施 工		必 須	粒度（2.36mmフルイ）	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時（1回～2回／日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	舗装施工便覧 P268, 250～251		

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

平成21年3月										平成23年3月										
工 程	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘 要 基 準	工 種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘 要 基 準	理 由		
						ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの														
		粒度 (75μmフルイ)	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの		舗装施工便覧 P268, 250～251			粒度 (75μmフルイ)	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		舗装施工便覧 P268, 250～251			
		現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-191	最大乾燥密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 ただし、歩道の基準密度については設計図書による。	・中規模以上の工事：定期的又は随時 (1,000㎡につき1個) ・小規模以下の工事：異常が認められたとき	・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの		(規格値) (試験基準) 舗装施工便覧 P262 舗装設計施工指針 P304 (摘要) 舗装設計施工指針 P302 舗装施工便覧 P250～251		現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-191	最大乾燥密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000㎡につき1個 ・1,000㎡未満の工事 (ただし維持工事は除く) は、1工事につき任意の3個		(規格値) (試験基準) 舗装施工便覧 P262 舗装設計施工指針 P304 (摘要) 舗装設計施工指針 P302 舗装施工便覧 P250～251	・表現の軽微な変更 (摘要欄・試験基準)				
	その他	含水比試験 セメント量試験	JIS A 1203 舗装調査・試験法便覧 [4]-213, [4]-218	設計図書による。 ±1.2%以内	観察により異常が認められたとき ・中規模以上の工事：異常が認められたとき (1～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		舗装施工便覧 P262 舗装施工便覧 P262, 250～251		含水比試験 セメント量試験	JIS A 1203 舗装調査・試験法便覧 [4]-213, [4]-218	設計図書による。 ±1.2%以内	観察により異常が認められたとき ・中規模以上の工事：異常が認められたとき (1～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		舗装施工便覧 P262 舗装施工便覧 P262, 250～251				
8 アスファルト舗装	材料必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P28, 250～251	8 アスファルト舗装	材料必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P28, 250～251			
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm3以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P28, 250～251		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm3以上 吸水率：3.0%以下				舗装施工便覧 P28, 250～251				
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P29, 250～251		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下				舗装施工便覧 P29, 250～251				
		粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P29, 250～251		粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下				舗装施工便覧 P29, 250～251				
		フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P35, 250～251		フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。				舗装施工便覧 P35, 250～251				
		フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P35, 250～251		フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下				舗装施工便覧 P35, 250～251				
	その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P36, 250～251	その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P36, 250～251				

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工 種	平成2 1 年 3 月								工 種	平成2 3 年 3 月								理 由
	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘 要 基 準		試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘 要 基 準	
		フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P36, 250～251			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P36, 250～251	
		フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-59	4%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P36, 250～251			フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-59	4%以下			○	舗装施工便覧 P36, 250～251	
		フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-61	1/4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P36, 250～251			フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-61	1/4以下			○	舗装施工便覧 P36, 250～251	
		製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P31, 250～251			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0%以下		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P31, 250～251	
		製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm3以上 吸水率： 3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P31, 250～251			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm3以上 吸水率： 3.0%以下			○	舗装施工便覧 P31, 250～251	
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P28, 31, 250～251			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下			○	舗装施工便覧 P28, 31, 250～251	
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P29, 250～251			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○	舗装施工便覧 P29, 250～251	

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

[illegible]

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工 種	平成2 1年3月							工 種	平成2 3年3月							理 由	
	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘 要 基 準	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘 要 基 準	
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○	〔2002年制定〕コンクリート標準示方書 舗装編P75	は 除 く	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○	〔2002年制定〕コンクリート標準示方書 舗装編P75	
		骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 5308の附属書2	0.5%以下	工事開始前、材料の変更時		○	舗装施工便覧P41、P43、P251		骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 5308の附属書2	0.5%以下			○	舗装施工便覧P41、P43、P251	
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%未満 粗骨材：12%以下	工事開始前、材料の変更時	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P45、50、196～197		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%未満 粗骨材：12%以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	舗装施工便覧P41、P43、P251	
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○	〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P42、194～195		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）		工事開始前、工事中1回/月以上		○	〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P42、194～195
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○	〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P42、194～195		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）				○	〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P42、194～195
		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性懸濁残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用することを示す資料による確認を行う。	○	〔2002年制定〕コンクリート標準示方書 施工編P195		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性懸濁残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用することを示す資料による確認を行う。	○	〔2010年制定〕コンクリート標準示方書 規準編 P195	・コンクリート標準示方書の改訂
		回収水の場合：	JIS A 5308附属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○	〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編P195		回収水の場合：	JIS A 5308附属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○	〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 規準編 P195	・コンクリート標準示方書の改訂
		製造（ブランド）その他	計量設備の計量精度	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	設計図書による。	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P97、200		製造（ブランド）その他	計量設備の計量精度	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	設計図書による。	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P97、200	
		ミキサの練混ぜ性能試験	パンチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上、またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○	〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P96、200		ミキサの練混ぜ性能試験	パンチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○	〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 規準編 P96、200	・技術基準の改定（JISの統廃合） ・表現の軽微な変更（わかりやすい表現）
		連続ミキサの場合：土木学会規準JSCE-1502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上、またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○	〔2005年制定〕コンクリート標準示方書 規準編（土木学会規準）P295 〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P200	連続ミキサの場合：土木学会規準JSCE-1502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下				○	〔2010年制定〕コンクリート標準示方書 規準編（土木学会規準）P295	・コンクリート標準示方書の改訂		
	施工	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○		は 除 く	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○		
		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上		○		
		コンシステンシー試験	修正VC値の±10秒	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		○	転圧コンクリート舗装技術指針（案）平成2年10月 P54		コンシステンシー試験	修正VC値の±10秒	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		○	転圧コンクリート舗装技術指針（案）平成2年10月 P54	
		マーシャル突き固め試験	目標値の±1.5% ※いづれか1方法	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		○	転圧コンクリート舗装技術指針（案）平成2年10月 P54		マーシャル突き固め試験	目標値の±1.5% ※いづれか1方法				○	転圧コンクリート舗装技術指針（案）平成2年10月 P54	
		ランマー突き固め試験	目標値の±1.5%	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		○	転圧コンクリート舗装技術指針（案）平成2年10月 P54		ランマー突き固め試験					○	転圧コンクリート舗装技術指針（案）平成2年10月 P54	
		コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・試験回数7回以上（1回以上3個以上の供試体の平均値）の場合は、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわなければならない。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回/日（午前・午後）で、3本1組/回（材令28日）。		○	転圧コンクリート舗装技術指針（案）平成2年10月 P54、60		コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・試験回数7回以上（1回以上3個以上の供試体の平均値）の場合は、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわなければならない。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上		2回/日（午前・午後）で、3本1組/回（材令28日）。		○	転圧コンクリート舗装技術指針（案）平成2年10月 P54、60
		湿度測定（コンクリート）	湿度計による。	2回/日（午前・午後）以上			○	転圧コンクリート舗装技術指針（案）平成2年10月 P54		湿度測定（コンクリート）	湿度計による。		2回/日（午前・午後）以上		○	転圧コンクリート舗装技術指針（案）平成2年10月 P54	
		現場密度の測定	R1水分密度計	基準密度の99.5%以上。	40m ² 1回（横断方向に3箇所）		○	転圧コンクリート舗装技術指針（案）平成2年10月 P55、59		現場密度の測定	R1水分密度計	基準密度の99.5%以上。		40m ² 1回（横断方向に3箇所）		○	転圧コンクリート舗装技術指針（案）平成2年10月 P55、59
		コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧〔3〕-300		1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定		○			コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧〔3〕-300		1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定		○		
		コアのふり分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P28、250～251		コアのふり分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P28、250～251	
	材料	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P28、250～251	は 除 く	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下			○	舗装施工便覧 P28、250～251	
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P29、250～251		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○	舗装施工便覧 P29、250～251	
		粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧〔2〕-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P29、250～251		粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧〔2〕-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下			○	舗装施工便覧 P29、250～251	
		フィルターの粒度試験	JIS A 5008	便覧3-3-17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P35、250～251		フィルターの粒度試験	JIS A 5008	便覧3-3-17による。			○	舗装施工便覧 P35、250～251	
		フィルターの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P35、250～251		フィルターの水分試験	JIS A 5008	1%以下			○	舗装施工便覧 P35、250～251	
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P28、250～251		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P28、250～251	
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P29、250～251		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○	舗装施工便覧 P29、250～251	
		粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P29、250～251		粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下			○	舗装施工便覧 P29、250～251	
		針入度試験	JIS K 2207	15～30（1/10mm）	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○	舗装施工便覧 P22、250～251		針入度試験	JIS K 2207	15～30（1/10mm）			○	舗装施工便覧 P22、250～251	
		軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○	舗装施工便覧 P22、250～251		軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃			○	舗装施工便覧 P22、250～251	
		伸度試験	JIS K 2207	10cm以上（25℃）	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○	舗装施工便覧 P22、250～251	10/22	伸度試験	JIS K 2207	10cm以上（25℃）			○	舗装施工便覧 P22、250～251	
		トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○	舗装施工便覧 P22、250～251		トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%			○	舗装施工便覧 P22、250～251	

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

平成21年3月										平成23年3月									
工 種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘 要 基 準	工 種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘 要 基 準	理 由	
舗装	必須	引火点試験	JIS K 2265	240℃以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	の性状値である。 ・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が	○	舗装施工便覧 P22, 250～251	舗装	必須	引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P22, 250～251	・技術基準の改定（JISの統廃合）	
		蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○	舗装施工便覧 P22, 250～251			蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下			○	舗装施工便覧 P22, 250～251		
		密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/cm3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以上の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○	舗装施工便覧 P22, 250～251			密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/cm3			○	舗装施工便覧 P22, 250～251		
	プラン ト	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-315	貫入量（40℃）目標値 表層：1～4mm 基層：1～6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○	舗装施工便覧 P206	プラン ト	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-315	貫入量（40℃）目標値 表層：1～4mm 基層：1～6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○	舗装施工便覧 P206			
		リュエル流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-320	3～20秒（目標値）	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○	舗装施工便覧 P206		リュエル流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-320	3～20秒（目標値）			○	舗装施工便覧 P206			
		ホイールトラックス試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	300以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○	土木工事共通仕様書 P341		ホイールトラックス試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	300以上			○	土木工事共通仕様書 P341			
		曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-69	破断ひずみ（-10℃、50mm/min）8.0×10 ⁻³ 以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○	土木工事共通仕様書 P341		曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-69	破断ひずみ（-10℃、50mm/min）8.0×10 ⁻³ 以上			○	土木工事共通仕様書 P341			
		粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき、印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる	○	舗装施工便覧 P262, 250～251		粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき、印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日		○	舗装施工便覧 P262, 250～251	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの		
		粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき、印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる	○	舗装施工便覧 P262, 250～251		粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度			○	舗装施工便覧 P262, 250～251			
		アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき、印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる	○	舗装施工便覧 P263, 250～251		アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内			○	舗装施工便覧 P263, 250～251			
		温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	アスファルト：220℃以下 石 粉：常温～150℃	随時		○	舗装施工便覧 P207, 262		温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	アスファルト：220℃以下 石 粉：常温～150℃	随時		○	舗装施工便覧 P207, 262			
	舗装現場	必須	温度測定（初期締固め前）	温度計による。	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）			舗装現場	必須	温度測定（初期締固め前）	温度計による。	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）					
材料		土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。			土の締固め試験		JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。							
11 路床安定処理工	材料	CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-155, [4]-158	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。			舗装設計施工指針 P160 道路土工施工指針 P259 舗装設計施工指針 P160 道路土工施工指針 P259	11 路床安定処理工	材料	CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-155, [4]-158	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。			舗装設計施工指針 P160 道路土工施工指針 P259 舗装設計施工指針 P160 道路土工施工指針 P259		
		現場密度の測定（表層混合方法（3種類）のいずれかを実施する。）	最大粒径≦53mm：JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径>53mm：舗装試験法便覧 1-7-2	最大乾燥密度の90%以上。	500m3につき1回の割合で行う。但し、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		舗装施工便覧 P265 道路土工施工指針 P259			現場密度の測定（表層混合方法（3種類）のいずれかを実施する。）	最大粒径≦53mm：JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]-155	最大乾燥密度の90%以上。	500m3につき1回の割合で行う。但し、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		舗装試験法便覧の舗装調査・試験法便覧への改定		
	必須	または、R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	または、R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	必須	または、R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	または、R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）			
		「TS・GPS」を用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。		1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とす2,000㎡2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		平成15年10月2日事務連絡「TP・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）」について			「TS・GNSS」を用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とす2,000㎡2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		「TS・GNSS」を用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）」【TS編・GNSS編】	・施工要領（案）の改定				
	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。		・確認試験である。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		舗装施工便覧 P265	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。		・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	舗装施工便覧 P265	・表現の軽微な変更（摘要欄）			
		平板載荷試験	JIS A 1215	延長40mにつき1箇所の割で行う。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。	確認試験である。		道路土工施工指針 P259		平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1箇所の割で行う。		・セメントコンクリートの路盤に適用する。	道路土工施工指針 P259	・表現の軽微な変更（摘要欄）		
	その他	現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。	確認試験である。		道路土工施工指針 P259	その他	現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。			道路土工施工指針 P259	・表現の軽微な変更（摘要欄）		
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	降雨後または含水比の変化が認められたとき。	確認試験である。		道路土工施工指針 P259		含水比試験	JIS A 1203		降雨後または含水比の変化が認められたとき。			道路土工施工指針 P259	・表現の軽微な変更（摘要欄）		
	その他	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (c-2)「a」p.4	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施。	確認試験である。		道路土工施工指針 P259	その他	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (c-2)「a」p.4		ブルーフローリングでの不良箇所について実施。			道路土工施工指針 P259	・表現の軽微な変更（摘要欄）		
		土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。				土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。					
	12 表層安定処理工（表層混合処理）	材料	現場密度の測定（表層混合方法（3種類）のいずれかを実施する。）	JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法	最大乾燥密度の90%以上。	500m3につき1回の割合で行う。但し、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		舗装施工便覧 P265 道路土工施工指針 P259	材料	必須	現場密度の測定（表層混合方法（3種類）のいずれかを実施する。）	JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法	最大乾燥密度の90%以上。	500m3につき1回の割合で行う。但し、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		舗装施工便覧 P265 道路土工施工指針 P259	
			または、R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	または、R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）			必須	または、R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	または、R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）
必須		「TS・GPS」を用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。		1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とす2,000㎡2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		平成15年10月2日事務連絡「TP・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）」について		「TS・GNSS」を用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とす2,000㎡2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			「TS・GNSS」を用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）」【TS編・GNSS編】	・施工要領（案）の改定				
		必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。		・確認試験である。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		道路土工施工指針 P259	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。		・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	道路土工施工指針 P259	・表現の軽微な変更（摘要欄）		
平板載荷試験			JIS A 1215	延長40mにつき1箇所の割で行う。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。	確認試験である。		道路土工施工指針 P259	平板載荷試験		JIS A 1215		延長40mにつき1箇所の割で行う。			道路土工施工指針 P259	・表現の軽微な変更（摘要欄）		
その他		現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。	確認試験である。		道路土工施工指針 P259	その他	現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。			道路土工施工指針 P259	・表現の軽微な変更（摘要欄）		
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	降雨後または含水比の変化が認められたとき。	確認試験である。		道路土工施工指針 P259		含水比試験	JIS A 1203		降雨後または含水比の変化が認められたとき。			道路土工施工指針 P259	・表現の軽微な変更（摘要欄）		
その他		たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (c-2)「a」p.4	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施。	確認試験である。		道路土工施工指針 P259	その他	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (c-2)「a」p.4		ブルーフローリングでの不良箇所について実施。			道路土工施工指針 P259	・表現の軽微な変更（摘要欄）		

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

平成21年3月								平成23年3月								理 由			
工 種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘 要 基 準	工 種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘 要 基 準		
13 固結工	施工	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものを	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。				13 固結工	施工	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものを	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。					
14 アンカー工	施工	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回（午前・午後）/日				14 アンカー工	施工	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回（午前・午後）/日					
		モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	繰り返せ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。			グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 H12.3 P140			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	繰り返せ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。			グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 H12.3 P140		
		多サイクル確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2000）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	但し、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。		グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 H12.3 P164（試験項目、試験方法）、167（試験基準）			多サイクル確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2000）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	但し、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。		グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 H12.3 P164（試験項目、試験方法）、173（試験基準）		
		1サイクル確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2000）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべ。	但し、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。		グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 H12.3 P164（試験項目、試験方法）、173（試験基準）			1サイクル確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2000）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。			グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 H12.3 P164（試験項目、試験方法）、173（試験基準）		
	その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2000）	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張り確認試験 ・リフトオンテスト 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。		グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 H12.3 P164（試験項目、試験方法）、175		その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2000）	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張り確認試験 ・リフトオンテスト 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。		グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 H12.3 P164（試験項目、試験方法）、175		
15 補強土壁工	材料	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。			道路土工施工指針 P259	15 補強土壁工	材料	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。			道路土工施工指針 P259		
		外観検査（ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等）	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左			補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル P32			外観検査（ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等）	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左			補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル P32			
		コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左		○	補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル P35			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左			補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル P35			
	その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。			補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル P37		その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。			補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル P37		
	施工	現場盛土の測定容積試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径>53mm：舗装試験法便覧 1-7-2 または、 「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	最大乾燥密度の90%以上。 または、設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。但し、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアルP170 道路土工施工指針P197		施工	現場盛土の測定容積試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径>53mm：舗装試験法便覧 1-7-2 または、 「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	最大乾燥密度の90%以上。 または、設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。但し、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアルP170 道路土工施工指針P197	・舗装試験法便覧の舗装調査・試験法便覧への改定	
		「T・S・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積が1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）			「T・S・GNSSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	・施工要領（案）の改定	
16 吹付工	材料	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国営技術第112号、国営技術第35号、国空建第78号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○	「2007年制定」コンクリート標準示方書 施工編 P36, 37, 196～197	16 吹付工	材料	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国営技術第112号、国営技術第35号、国空建第78号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○	「2007年制定」コンクリート標準示方書 施工編 P36, 37, 196～197		
	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	「2007年制定」コンクリート標準示方書 施工編 P196～197		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	「2007年制定」コンクリート標準示方書 施工編 P196～197		
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 細骨材の吸水率：3.0%以下（砕砂・砂、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、鋼スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005（砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（フェロニッケルスラグ細骨材） JIS A 5011-3（鋼スラグ骨材） JIS A 5011-4（電気炉酸化スラグ細骨材） JIS A 5021（コップ用再生骨材）	○	「2007年制定」コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 細骨材の吸水率：3.0%以下（砕砂・砂、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、鋼スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 細骨材の吸水率：3.0%以下（砕砂・砂、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、鋼スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：鋼スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コップ用再生骨材）	「2007年制定」コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197	・技術基準の改定（JISの統廃合）	
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	細骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）		○	「2007年制定」コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 166～167			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	細骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下）	JIS A 1103 JIS A 5005	細骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下）	JIS A 1103 JIS A 5005	細骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下）	「2007年制定」コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 166～167	
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。	○	「2007年制定」コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。	○	「2007年制定」コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197		
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	「2007年制定」コンクリート標準示方書 施工編 P47			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	「2007年制定」コンクリート標準示方書 施工編 P47		
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	「2007年制定」コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	「2007年制定」コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197		
		凍融サトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	「2007年制定」コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 194～195			凍融サトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	「2007年制定」コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 194～195		
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○	「2007年制定」コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194～195				セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○	「2007年制定」コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194～195	
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○	「2007年制定」コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194～195				ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○	「2007年制定」コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194～195	
		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性無機物中の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用することを示す資料による確認を行う。	○	「2007年制定」コンクリート標準示方書 現場準（土木学会規準） P1			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性無機物中の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用することを示す資料による確認を行う。	○	「2007年制定」コンクリート標準示方書 現場準（土木学会規準） P1	・コンクリート標準示方書の改訂	
		回収水の場合：JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の現定に適合しなければならない。		○	「2007年制定」コンクリート標準示方書 施工編 P195			回収水の場合：JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の現定に適合しなければならない。		○	「2007年制定」コンクリート標準示方書 施工編 P195		

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

平成21年3月										平成23年3月										
工 種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等により確認	摘 要 基 準	工 種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等により確認	摘 要 基 準	理 由		
製造（プラント）その他	必須	細骨材の表面水準試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。			製造（プラント）その他	必須	細骨材の表面水準試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。					
		粗骨材の表面水準試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。					粗骨材の表面水準試験	JIS A 1125		1回/日以上						
		計量設備の計量精度		設計図書による。		・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97,200				計量設備の計量精度		設計図書による。		・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97,200		
		ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96,200				ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験。またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96,200	・技術基準の改定（JISの統廃合） ・表現の軽微な変更（わかりやすい表現）	
			連続ミキサの場合：土木学会規準JSCC-1502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200					連続ミキサの場合：土木学会規準JSCC-1502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編（土木学会規準）P355 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200	・コンクリート標準示方書の改訂	
施工その他	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCC-C502,503）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	施工その他	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験。またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCC-C502,503）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	・表現の軽微な変更（わかりやすい表現）		
		スランプ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201				スランプ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験。またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	・表現の軽微な変更（わかりやすい表現）	
		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCC-F561-1999	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P170			必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCC-F561-1999	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験。またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P170	・表現の軽微な変更（わかりやすい表現）	
		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201			その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験。またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	・表現の軽微な変更（わかりやすい表現）	
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。							コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。					
17 現場吹付法施工	材料必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国産規格第112号、国産規格第35号、国産規格第78号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P36,37,196～197	17 現場吹付法施工	材料必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国産規格第112号、国産規格第35号、国産規格第78号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P36,37,196～197			
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005（砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（フェロニッケルスラグ細骨材） JIS A 5011-3（銅スラグ細骨材） JIS A 5011-4（電気炉酸化スラグ細骨材） JIS A 5021（コップ用再生骨材）	○			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196～197	その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合を除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196～197	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005（砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（フェロニッケルスラグ細骨材） JIS A 5011-3（銅スラグ細骨材） JIS A 5011-4（電気炉酸化スラグ細骨材） JIS A 5021（コップ用再生骨材）	○			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197	・技術基準の改定（JISの統廃合）
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197					骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197		
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の吸水率圧縮強度による試験方法」による。	○			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197	
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47				モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47			
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197				骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197			
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,194～195				硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,194～195			
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,194～195				セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,194～195		
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,194～195				ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,194～195		
		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	[2002年制定]コンクリート標準示方書 規準編（土木学会規準）P1 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195				練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編（土木学会規準）P1 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195	・コンクリート標準示方書の改訂		
			回収水の場合：JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。		○			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195		回収水の場合：JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195		
製造	必須	細骨材の表面水準試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○		製造	必須	細骨材の表面水準試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○				
		粗骨材の表面水準試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○				粗骨材の表面水準試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上		○				

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

平成21年3月										平成23年3月											
工 種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘 要 基 準	工 種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘 要 基 準	理 由			
	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	設計図書による。	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97,200		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	設計図書による。	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97,200				
		ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96,200			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96,200		・技術基準の改定（JISの統廃合） ・表現の軽微な変更（わかりやすい表現）		
	その他	連続ミキサの場合：土木学会規準JSCE-I502		コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○	[2005年制定]コンクリート標準示方書 規準編（土木学会規準）P295 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200		その他	連続ミキサの場合：土木学会規準JSCE-I502		コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下								
施工	その他	スランプ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じ20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	施工	その他	スランプ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じ20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201		・表現の軽微な変更（わかりやすい表現）		
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2005	設計図書による	・参考値：18N/mm ² 以上（材合28日） なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキッキングを行う。1回に6本（φ7・3本、φ28・3本、）とする。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P316 のり棒工の設計・施工指針（改訂版）平成18年11月（社）全国特定法面保護協会 P55, P68			必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2005	設計図書による	・参考値：18N/mm ² 以上（材合28日） ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	・のり棒工の設計・施工指針（改訂版）平成18年11月（社）全国特定法面保護協会 P55, P68	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P316		・表現の軽微な変更（わかりやすい表現）		
		その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前には1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201			その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前には1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201		・表現の軽微な変更（わかりやすい表現）		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じ20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202 [2005年制定]コンクリート標準示方書 規準編 P345				空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じ20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編 P423, 426, 434		・表現の軽微な変更（わかりやすい表現） ・コンクリート標準示方書の改訂		
18 河川・海岸土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		河川土工マニュアル P273	18 河川・海岸土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		河川土工マニュアル P273				
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		河川土工マニュアル P273			その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。			河川土工マニュアル P273				
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		河川土工マニュアル P273				土粒子の密度試験	JIS A 1202				河川土工マニュアル P273				
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		河川土工マニュアル P273				土の含水比試験	JIS A 1203				河川土工マニュアル P273				
	その他		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		河川土工マニュアル P273		その他		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				河川土工マニュアル P273				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。		河川土工マニュアル P273				土の一軸圧縮試験	JIS A 1216		必要に応じて。		河川土工マニュアル P273				
			土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説 JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。		河川土工マニュアル P273				土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説 JIS A 1217				河川土工マニュアル P273				
			土のせん断試験	土質試験の方法と解説 JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。		河川土工マニュアル P273				土のせん断試験	土質試験の方法と解説 JIS A 1218				河川土工マニュアル P273				
	施工	必須	現場密度の測定（※右記試験方法（3種値）のいずれかを実施する。）	最大粒径≦53mm：JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]-191	最大乾燥密度の85%以上。又は設計図書に示された値。	築堤は、1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	河川土工マニュアル P78, 80, 81, 273 道路土工施工指針 P199, 259 盛土の調査・設計から施工まで	施工	必須	現場密度の測定（※右記試験方法（3種値）のいずれかを実施する。）	最大粒径≦53mm：JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]-185	最大乾燥密度の85%以上。又は設計図書に示された値。	築堤は、1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	河川土工マニュアル P78, 80, 81, 273 道路土工施工指針 P199, 259 盛土の調査・設計から施工まで					
			または、R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）による。		1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径≦100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	河川土工マニュアル P273													
			「TS・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）」による		施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	平成15年10月2日事務連絡 「TP・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）」について				「TS・GNSSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）」による		施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	・表現の軽微な変更（試験基準） ・施工要領（案）の改定						
19 砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		河川土工マニュアル P273	19 砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		河川土工マニュアル P273				
		施工	現場密度の測定（※右記試験方法（3種値）のいずれかを実施する。）	最大粒径≦53mm：JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]-191	最大乾燥密度の85%以上。又は設計図書に示された値。	1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	河川土工マニュアル P78, 80, 81, 273 道路土工施工指針 P199, 259 盛土の調査・設計から施工まで			施工	現場密度の測定（※右記試験方法（3種値）のいずれかを実施する。）	最大粒径≦53mm：JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]-185	最大乾燥密度の85%以上。又は設計図書に示された値。	1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	河川土工マニュアル P78, 80, 81, 273 道路土工施工指針 P199, 259 盛土の調査・設計から施工まで				
			または、R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）による。		1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径≦100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	河川土工マニュアル P273				または、R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）による。		1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径≦100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	河川土工マニュアル P273				
			「TS・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）」による		施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	平成15年10月2日事務連絡 「TP・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）」について		「TS・GNSSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）」による		施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	・表現の軽微な変更（試験基準） ・施工要領（案）の改定								
20 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時（材料が岩幹の場合は除く）。		道路土工要領 P311 道路土工施工指針 P259	20 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時（材料が岩幹の場合は除く）。		道路土工要領 P311 道路土工施工指針 P259				
			CR試験（路床）	JIS A 1211	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。（材料が岩幹の場合は除く）		道路土工土質調査指針 P269 道路土工要領 P311 道路土工施工指針 P259				CR試験（路床）	JIS A 1211	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。（材料が岩幹の場合は除く）		道路土工土質調査指針 P269 道路土工要領 P311 道路土工施工指針 P259				

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

平成21年3月										平成23年3月															
工 種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘 要 基 準	工 種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘 要 基 準	理 由							
	その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			道路土工要領 P311	その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。					道路土工要領 P311							
		土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			道路土工施工指針 P259 道路土工要領 P311		土粒子の密度試験	JIS A 1202					道路土工施工指針 P259 道路土工要領 P311									
		土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	・路体：当初及び土質の変化した時。 ・路床：含水比の変化が認められた時。			道路土工施工指針 P311		土の含水比試験	JIS A 1203		・路体：当初及び土質の変化した時。 ・路床：含水比の変化が認められた時。			道路土工施工指針 P311									
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			道路土工施工指針 P311		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205		当初及び土質の変化した時。			道路土工施工指針 P311									
		土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			道路土工施工指針 P259 道路土工要領 P311		土の一軸圧縮試験	JIS A 1216					道路土工施工指針 P259 道路土工要領 P311									
		土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			道路土工施工指針 P259 道路土工要領 P311		土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説					道路土工施工指針 P259 道路土工要領 P311									
		土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			道路土工施工指針 P259 道路土工要領 P311		土の圧密試験	JIS A 1217					道路土工施工指針 P259 道路土工要領 P311									
		土のせん断試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			道路土工施工指針 P311		土のせん断試験	土質試験の方法と解説					道路土工施工指針 P259 道路土工要領 P311									
		土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			道路土工施工指針 P311		土の透水試験	JIS A 1218					道路土工要領 P311									
		施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種別）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]・191	・路体：最大乾燥密度の85%以上。 ・路床：最大乾燥密度の90%以上。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m3につき1回の割合で行う。但し、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m3につき1回の割合で行う。但し、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。			河川土工要領 P311 道路土工施工指針 P199, 259 道路土工土質調査指針 P269 盛土の調査・設計から施工まで P297, 381	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種別）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]・185	・路体：最大乾燥密度の85%以上。 ・路床：最大乾燥密度の90%以上。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m3につき1回の割合で行う。但し、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m3につき1回の割合で行う。但し、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。			河川土工要領 P311 道路土工施工指針 P199, 259 道路土工土質調査指針 P269 盛土の調査・設計から施工まで P297, 381				
	または、 「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」				路体・路床とも1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。	路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	RT計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	または、 「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	路体・路床とも1管理単位の現場乾燥密度の平均値を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。			・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	RT計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）										
	「TS・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）」による			施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は路堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合に、路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。但し、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・確認試験である。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同程度の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		道路土工施工指針 P259	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]・210				路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。但し、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同程度の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		道路土工施工指針 P259								
平板載荷試験	JIS A 1215				各車線ごとに延長40mについて1箇所の割で行う。	・確認試験である。 ・セメントコンクリートの路盤に適用する。		道路土工施工指針 P259	その他	平板載荷試験	JIS A 1215				各車線ごとに延長40mについて1箇所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。		道路土工施工指針 P259							
現場CBR試験	JIS A 1222			設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。	確認試験である。		道路土工要領 P311		現場CBR試験	JIS A 1222			設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。			道路土工要領 P311							
含水比試験	JIS A 1203			設計図書による。	降雨後又は、含水比の変化が認められたとき。	確認試験である。		道路土工施工指針 P259 道路土工要領 P311		含水比試験	JIS A 1203				降雨後又は、含水比の変化が認められたとき。			道路土工施工指針 P259 道路土工要領 P311							
コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]・216			設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。	確認試験である。		道路土工施工指針 P259 道路土工要領 P311		コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]・216				トラフィカビリティが悪いとき。			道路土工施工指針 P259 道路土工要領 P311							
				たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]・227 （「ハンプ」「ポット」「ム」）	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施	確認試験である。		道路土工施工指針 P259					たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]・227 （「ハンプ」「ポット」「ム」）		ブルーフローリングでの不良箇所について実施		道路土工施工指針 P259	・表現の軽微な変更（摘要欄）				
21 捨石工	施工			必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：約2.7～2.5g/cm3 ・準硬石：約2.5～2g/cm3 ・軟石：約2g/cm3未満	○	21 捨石工			施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：約2.7g/cm3～2.5g/cm3 ・準硬石：約2.5g/cm3～2g/cm3 ・軟石：約2g/cm3未満	○				
					岩石の吸水率	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石：15%以上	○						岩石の吸水率	JIS A 5006		・500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石：15%以上	○					
		岩石の圧縮強さ	JIS A 5006		設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：4903N/cm2以上 ・準硬石：980.66N/cm2以上4903N/cm2未満 ・軟石：980.66N/cm2未満	○	岩石の圧縮強さ	JIS A 5006			・500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：4903N/cm2以上 ・準硬石：980.66N/cm2以上4903N/cm2未満 ・軟石：980.66N/cm2未満			○									
その他		岩石の形状	JIS A 5006	うすつべらなもの、細長いものであってはならない。	5,000m3につき1回の割で行う。 但し、5,000m3以下のものは1工事2回実施する。	500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。	○	JISハンドブック	その他		岩石の形状	JIS A 5006	うすつべらなもの、細長いものであってはならない。 但し、5,000m3以下のものは1工事2回実施する。	5,000m3につき1回の割で行う。 但し、5,000m3以下のものは1工事2回実施する。	500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。	○	JISハンドブック								
22 コンクリートダム	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	「[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P36, 37, 196～197	○	22 コンクリートダム	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	「[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P36, 37, 196～197	○								
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 吸水率：2002年制定コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005（砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（フェロニッケルスラグ細骨材） JIS A 5011-3（鋼スラグ細骨材） JIS A 5011-4（電気炉酸化スラグ細骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材）	○				骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 吸水率：2002年制定コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第3部：鋼スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材）	○								
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	「[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196～197 ダムコンクリート編 P49, 54	○				骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	「[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196～197 ダムコンクリート編 P49, 54	○								
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上	「[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194～195	○				セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上	「[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194～195	○								
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上	「[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194～195	○				ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				「[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194～195		○						
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の有機圧縮強度による試験方法」による。	○				砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の有機圧縮強度による試験方法」による。	○								
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色或の色より濃い場合。	「[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47	○				モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色或の色より濃い場合。	「[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47	○								

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

平成2 1 年 3 月										平成2 3 年 3 月													
工 程	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘 要 基 準	工 程	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘 要 基 準	理 由					
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）		○	〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197 ダムコンクリート編 P51,53		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）		○	〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197 ダムコンクリート編 P51,53							
		粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197 ダムコンクリート編 P51,54		粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197 ダムコンクリート編 P51,54							
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197 ダムコンクリート編 P50,52		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197 ダムコンクリート編 P50,52							
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197 ダムコンクリート編 P50,52		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。		○	〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197 ダムコンクリート編 P50,52							
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。		○	〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P197		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。		○	〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P197							
		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道以外の水の場合：JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性基酸残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○	〔2002年制定〕コンクリート標準示方書 規準編（土木学会規準）P1 〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P195		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道以外の水の場合：JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性基酸残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。		○	〔2010年制定〕コンクリート標準示方書 規準編（土木学会規準）P1 〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P195			・コンクリート標準示方書の改訂				
		回収水の場合：JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。		○	〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P195 〔2005年制定〕コンクリート標準示方書 規準編 P608		回収水の場合：JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。		○	〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P195 〔2010年制定〕コンクリート標準示方書 規準編 P602	・コンクリート標準示方書の改訂							
		計量設備の計量精度	その他	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。		○		〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P97,200	計量設備の計量精度	その他	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	設計図書による。		○			〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P97,200				
		ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スラング平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○	〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P96,200		ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スラング平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○	〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P96,200			・技術基準の改定（JISの統廃合）				
		連続ミキサの場合：土木学会規準JSCC-1502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スラング差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。			○	〔2005年制定〕コンクリート標準示方書 規準編（土木学会規準）P295 〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P200		連続ミキサの場合：土木学会規準JSCC-1502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スラング差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○	〔2010年制定〕コンクリート標準示方書 規準編（土木学会規準）P355 〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P200	・コンクリート標準示方書の改訂							
製 造 プ ラ ン ト		細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○		製 造 プ ラ ン ト		細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○							
		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○				粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○							
		塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前1回（午前1回、午後1回）の割合で行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JISCE-C502,503）または設計図書の規定により行う。		〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P201			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前1回（午前1回、午後1回）の割合で行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JISCE-C502,503）または設計図書の規定により行う。					・表現の経微な変更（わかりやすい表現）			
		単位水量測定	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m3の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m3以内であることを確認する。更に、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m3/日以上の場合：2回/日（午前1回、午後1回）、または構造物の重要度と工事の規模に応じて1.0 0～1.5 0 m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときと測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が2 0 mm～2.5 mmの場合は1 7.5 k g / m 3、4.0 mmの場合は1 6.5 k g / m3を基本とする。	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」（平成1 5 年1 0 月2 日）	単位水量測定			「レディーミクストコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 2) 配合設計±20kg/m3の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m3以内であることを確認する。更に、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m3/日以上の場合：2回/日（午前1回、午後1回）、または構造物の重要度と工事の規模に応じて1.00～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときと測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は17.5kg/m3、40mmの場合は16.5kg/m3を基本とする。	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」（平成1 5 年1 0 月2 日）	・表現の経微な変更（わかりやすい表現）							
		スラング試験	JIS A 1101	スラング5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スラング8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。					スラング試験	JIS A 1101	スラング5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スラング8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。					・表現の経微な変更（わかりやすい表現）			
		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。		〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P202 〔2005年制定〕コンクリート標準示方書 規準編 P345 〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P55			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。					〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P202 〔2010年制定〕コンクリート標準示方書 規準編 P423,426,434 〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P55	・コンクリート標準示方書の改訂		
		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1.1ブロック1リフトのコンクリート量500m3未満の場合1ブロック1リフト当たり1回の割合で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m3以下の場合は複数のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2.1ブロック1リフトコンクリート量500m3以上の場合1ブロック1リフト当たり2回の割合で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び機械工などのコンクリートは、打設1日につき2回の割合で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割合で行う。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。		〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P38～40			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1.1ブロック1リフトのコンクリート量500m3未満の場合1ブロック1リフト当たり1回の割合で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m3以下の場合は複数のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2.1ブロック1リフトコンクリート量500m3以上の場合1ブロック1リフト当たり2回の割合で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び機械工などのコンクリートは、打設1日につき2回の割合で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割合で行う。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。					〔2007年制定〕コンクリート標準示方書 施工編 P38～40	・表現の経微な変更（わかりやすい表現）		
		温度測定（気温・コンクリート）	温度計による。	1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。							温度測定（気温・コンクリート）	温度計による。	1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。										
		その他	コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m3以上					その他	コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m3以上						
			コンクリートの引っ張り試験	JIS A 1112	設計図書による	1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。							コンクリートの引っ張り試験	JIS A 1112	設計図書による	1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。							
	コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123	設計図書による	1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。					コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123	設計図書による	1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。											
	コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113	設計図書による	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。					コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113	設計図書による	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。											
	コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。					コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。											

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

平成21年3月										平成23年3月									
工 種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘 要 基 準	工 種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘 要 基 準	理 由	
23 覆工コンクリート (NATM)	材料	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港職第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P36,37,196～197	23 覆工コンクリート (NATM)	材料	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港職第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P36,37,196～197		
	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196～197		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196～197		・技術基準の改定 (JISの統廃合)
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5006 (砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (リサイクル用再生骨材)	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197		・技術基準の改定 (JISの統廃合)
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	40%以下、舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	40%以下、舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P197		
		骨材の微粒子量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材:1.0%以下 細骨材:コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下 (砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197			骨材の微粒子量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材:1.0%以下 細骨材:コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下 (砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197		
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197		
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47		
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,196～197		
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,194～195			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45,50,194～195		
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,194～195			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,194～195	
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,194～195			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202					○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42,194～195	
		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用することを示す資料による確認を行う。	○	[2002年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (土木学会規程) P1 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。		○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (土木学会規程) P1 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195	・コンクリート標準示方書の改訂	
			回収水の場合: JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○	[2005年制定]コンクリート標準示方書 規程編 P468 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195			回収水の場合: JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。		○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編 P602 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195	・コンクリート標準示方書の改訂		
製造 (フランク)	その他	計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97,200	製造 (フランク)	その他			設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97,200			
		ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度平均値からの差:7.5%以下 空気量平均値からの差:10%以下 スランピング平均値からの差:15%以下 公称容量の1/2の場合: コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96,200			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度平均値からの差:7.5%以下 空気量平均値からの差:10%以下 スランピング平均値からの差:15%以下 公称容量の1/2の場合: コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96,200		・技術基準の改定 (JISの統廃合) ・表現の軽微な変更 (わかりやすい表現)	
		連続ミキサの場合: 土木学会規程JSCE-1502		コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランピング差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。	○	[2005年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (土木学会規程) P295 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200			連続ミキサの場合: 土木学会規程JSCE-1502		コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランピング差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	○	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規程編 (土木学会規程) P355 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200		・コンクリート標準示方書の改訂	
		細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○				細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○			
		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○				粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○			
施工	必須	スランピング試験	JIS A 1101	スランピング5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランピング8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm	・荷重し時 1回/日または建造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、および荷重し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	施工	必須	スランピング試験	JIS A 1101	スランピング5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランピング8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm	・荷重し時 1回/日または建造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、および荷重し時に品質変化が認められた時。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201		・表現の軽微な変更 (わかりやすい表現)	
		単位水量測定	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 2) 配合設計±20kg/m3の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m3以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方を評価してよい。	100m3/日以上の場合: 2回/日 (午前1回、午後1回)、または建造物の重要度と工事の規模に応じて0.0～1.50m3ごとに1回、および荷重し時に品質変化が認められたときと測定回数が多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が2.0mm～2.5mmの場合は17.5kg/m3、3.0～4.0mmの場合は16.5kg/m3を基本とする。	○	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」(平成15年10月2日)			単位水量測定	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 2) 配合設計±20kg/m3の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m3以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方を評価してよい。	100m3/日以上の場合: 2回/日 (午前1回、午後1回)、または重要建造物では重要度に応じて100m3～150m3ごとに1回、および荷重し時に品質変化が認められたときと測定回数が多い方を採用する。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202		・表現の軽微な変更 (わかりやすい表現)	
		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷重し時 1回/日または建造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m3ごとに1回、および荷重し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所で見出し、1回につき6本 (φ7・φ3本、φ28・φ3本) とする。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷重し時 1回/日または建造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m3ごとに1回、および荷重し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所で見出し、1回につき6本 (φ7・φ3本、φ28・φ3本) とする。	○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202	・表現の軽微な変更 (わかりやすい表現)			

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

平成21年3月										平成23年3月											
工 種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘 要 基 準	工 種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘 要 基 準	理 由			
		塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」 (JSCE-C502, 503) または設計図書の規定により行う。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201		塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」 (JSCE-C502, 503) または設計図書の規定により行う。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	・表現の軽微な変更 (わかりやすい表現)	○				
		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷重し時1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷重し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202 [2005年制定]コンクリート標準示方書 規準編 P345		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷重し時1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷重し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202 [2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編 P423, 426, 434	・表現の軽微な変更 (わかりやすい表現)	○				
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。					コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。								
		その他 コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	1回 品質に異常が認められた場合に行う。					その他 コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回 品質に異常が認められた場合に行う。								
		24 吹付けコンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空環第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。			○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P36, 37, 196～197	24 吹付けコンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空環第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P36, 37, 196～197	JISマーク表示されたレディーミストコンクリートを使用する場合は除く
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。				[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196～197 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196～197 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237	トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237		
		骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P196～197 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237		骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104		トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237	トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237							
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237	トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237				
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下 (砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下 (砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237	トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237				
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。				[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237	トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237		
モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P47								
骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237	トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237					
硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237	トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237						
粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237	粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P45, 50, 196～197 トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237	トンネル標準仕方書 [山岳工法編]・同解説 2006 P237							
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194～195	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194～195						
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194～195	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194～195							
		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。			[2002年制定]コンクリート標準示方書 規準編 (土木学会規準) P1 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。			[2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編 (土木学会規準) P1 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195	・コンクリート標準示方書の改訂				
		回収水の場合：JIS A 5308附属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195	回収水の場合：JIS A 5308附属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P195								
		計量設備の計量精度	その他	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	設計図書による。	・レディーミストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97	計量設備の計量精度	その他	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	設計図書による。	・レディーミストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P97				
		ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96, 200	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P96, 200	・技術基準の改定 (JISの統廃合)					
		連続ミキサの場合：土木学会規準JSCE-1502		コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。			[2005年制定]コンクリート標準示方書 規準編 (土木学会規準) P295 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200	連続ミキサの場合：土木学会規準JSCE-1502		コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。	[2010年制定]コンクリート標準示方書 規準編 (土木学会規準) P355 [2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P200	・コンクリート標準示方書の改訂					
		細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミストコンクリート以外の場合に適用する。				細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミストコンクリート以外の場合に適用する。							
		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上。	レディーミストコンクリート以外の場合に適用する。				粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上。								
		施工 必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」 (JSCE-C502, 503) または設計図書の規定により行う。		○	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」 (JSCE-C502, 503) または設計図書の規定により行う。	[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201					

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工 種	平成2 1年3月								工 種	平成2 3年3月								理 由	
	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘 要 基 準		試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘 要 基 準		
		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会標準JSCE F561-2005	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日(2×3=6供試体)なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りセッティングを行う。1回に6本(σ7~3本、σ28~3本、)とする。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。またレディーミストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202 トンネル標準示方書〔山岳工法編〕・同解説 2006 P237			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会標準JSCE F561-2005	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日(2×3=6供試体)なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りセッティングを行う。1回に6本(σ7~3本、σ28~3本、)とする。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P202 トンネル標準示方書〔山岳工法編〕・同解説 2006 P237		
		スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m2ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。またレディーミストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m2ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201		
		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m2ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。またレディーミストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3~150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。		[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P201		
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。						コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。					
		その他																	
25 ロックボルト(NATM)	材料 他 施工 必須	外観検査(ロックボルト)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。			トンネル標準示方書〔山岳工法編〕・同解説 2006 P239	25 ロックボルト(NATM)	材料 他 施工 必須	外観検査(ロックボルト)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。			トンネル標準示方書〔山岳工法編〕・同解説 2006 P239		
		モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1)施工開始前に1回 2)施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回	トンネル標準示方書〔山岳工法編〕・同解説 2006 P241					モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1)施工開始前に1回 2)施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回	トンネル標準示方書〔山岳工法編〕・同解説 2006 P241				
		モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	1)施工開始前に1回 2)施工中または必要の都度 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回	トンネル標準示方書〔山岳工法編〕・同解説 2006 P241					モルタルのフロー値試験	JIS R 5201		1)施工開始前に1回 2)施工中または必要の都度 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回	トンネル標準示方書〔山岳工法編〕・同解説 2006 P241				
		ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う(ただし、坑口部では両側壁各1本)。	トンネル標準示方書〔山岳工法編〕・同解説 2006 P241					ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による		掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う(ただし、坑口部では両側壁各1本)。	トンネル標準示方書〔山岳工法編〕・同解説 2006 P241				
		その他																	
26 路上再生路盤工	材料 必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m3以上、1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m2を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの		舗装施工便覧 P250, 251 舗装再生便覧 P226	26 路上再生路盤工	材料 必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m3以上、1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	舗装施工便覧 P250, 251 舗装再生便覧 P72		・舗装再生便覧の改訂 ・表規の軽微な変更(補要欄)	
		土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照 資表-4.7 路上再生路盤骨材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時			舗装再生便覧 P227 道路土工要領 P311			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照 資表-4.7 路上再生路盤骨材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時			・舗装再生便覧の改訂		
		土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び材料の変化時			道路土工要領 P311			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。						
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下	当初及び材料の変化時			舗装施工便覧 P79 道路土工要領 P311			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下			舗装施工便覧 P79 道路土工要領 P311			
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194~195			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194~195		
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194~195			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)				[2007年制定]コンクリート標準示方書 施工編 P42, 194~195		
		現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-191	基準密度の93%以上。	1,000m2に1回			舗装施工便覧 P262 舗装再生便覧 P110			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-191	基準密度の93%以上。	1,000m2に1回			舗装施工便覧 P262 舗装再生便覧 P91	・舗装再生便覧の改訂	
		土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	設計図書による。	当初及び材料の変化時			舗装再生便覧 P95, 110			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	設計図書による。	当初及び材料の変化時			舗装再生便覧 P77, 91	・舗装再生便覧の改訂	
		CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-69	設計図書による。	当初及び材料の変化時	CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。		舗装再生便覧 P92, 110			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-69		当初及び材料の変化時			舗装再生便覧 P73, 91	・舗装再生便覧の改訂	
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	1~2回/日			舗装再生便覧 P110			含水比試験	JIS A 1203		1~2回/日			舗装再生便覧 P91	・舗装再生便覧の改訂	
27 路上表層再生工	材料 必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207	当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。			舗装再生便覧 P223	27 路上表層再生工	材料 必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。			舗装再生便覧 P95	・舗装再生便覧の改訂	
		旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207	当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。			舗装再生便覧 P223			旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207		十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。			舗装再生便覧 P95	・舗装再生便覧の改訂	
		既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。			舗装再生便覧 P223			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-91		十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。			舗装再生便覧 P95	・舗装再生便覧の改訂	
		既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-229	当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。			舗装再生便覧 P223			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-229		十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。			舗装再生便覧 P95	・舗装再生便覧の改訂	
		既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。			舗装再生便覧 P223			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238		十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。			舗装再生便覧 P95	・舗装再生便覧の改訂	
		既設表層混合物のふり分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。			舗装再生便覧 P223			既設表層混合物のふり分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-14		十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。			舗装再生便覧 P95	・舗装再生便覧の改訂	
		新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。			アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P179, 97 舗装再生便覧 P56			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左				アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P179, 97 舗装再生便覧 P100	・舗装再生便覧の改訂	
		現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	90%以上	1,000m2につき1個	空版率による管理でもよい。		アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P201 舗装再生便覧 P82			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	90%以上	1,000m2につき1個	空版率による管理でもよい。		アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P201 舗装再生便覧 P111	・舗装再生便覧の改訂	
		温度測定	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)		アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P183 舗装再生便覧 P77, 82 舗装再生便覧 P82			温度測定	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)		アスファルト舗装工事共通仕様書解説 P183 舗装再生便覧 P108, 111 舗装再生便覧 P111	・舗装再生便覧の改訂	
		かきはぐし深さ	「舗装再生便覧」付録-8に準じる。	-0.7cm以内	1,000m2毎			舗装再生便覧 P77, 82 舗装再生便覧 P82			かきはぐし深さ	「舗装再生便覧」付録-8に準じる。	-0.7cm以内	1,000m2毎			舗装再生便覧 P108, 111 舗装再生便覧 P111	・舗装再生便覧の改訂	
28 排水性舗装工・透水性舗装工	材料 必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。		舗装施工便覧 P263 舗装再生便覧 P82	28 排水性舗装工・透水性舗装工	材料 必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。		舗装施工便覧 P263 舗装再生便覧 P263	・舗装再生便覧の改訂	
		粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。		舗装施工便覧 P263 舗装再生便覧 P82			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。		舗装施工便覧 P263 舗装再生便覧 P111	・舗装再生便覧の改訂	
		アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。		舗装施工便覧 P263 舗装再生便覧 P82			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。		舗装施工便覧 P263 舗装再生便覧 P111	・舗装再生便覧の改訂	
		骨材のふり分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m3以上、1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m2を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの		舗装施工便覧 P119, 1188~191, 250~251			骨材のふり分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満(コンクリートでは400m3以上、1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	舗装施工便覧 P119, 1188~191, 250~251			

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

平成21年3月										平成23年3月									
工 種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘 要 基 準	工 種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘 要 基 準	理 由	
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	砕石・玉砕、製鋼スラグ（SS） 表乾比重：2.45以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事でない、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事でない、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P250～251, 28	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	砕石・玉砕、製鋼スラグ（SS） 表乾比重：2.45以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事でない、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。 ・小規模以上の工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基礎および表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満（コンクリートでは400m3以上、1,000m3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	舗装施工便覧 P250～251, 28				
		骨材中の粘土塊量試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事でない、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P250～251, 29											
		粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事でない、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P250～251, 29											
		フィラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事でない、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P250～251, 29											
		フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事でない、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P250～251, 35											
		その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事でない、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P250～251, 36	その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事でない、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。 ・小規模以上の工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基礎および表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000t未満（コンクリートでは400m3以上、1,000m3未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの		○	舗装施工便覧 P250～251, 36	
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事でない、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P250～251, 36		フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事でない、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。		○	舗装施工便覧 P250～251, 36	
		製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事でない、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P250～251, 31 排水性舗装技術指針（案） P20	製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事でない、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P250～251, 31 排水性舗装技術指針（案） P20				
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	砕石・玉砕、製鋼スラグ（SS）：30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事でない、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P250～251, 28, 31	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	砕石・玉砕、製鋼スラグ（SS）：30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事でない、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P250～251, 28, 31				
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事でない、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P250～251, 29	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事でない、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P250～251, 29				
		粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事でない、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P250～251, 29	粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事でない、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P250～251, 29				
		針入度試験	JIS K 2207	40 (1/10mm) 以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事でない、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P250～251, 21	針入度試験	JIS K 2207	40 (1/10mm) 以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事でない、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P250～251, 21				
		軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事でない、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。	○	舗装施工便覧 P250～251, 21	軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事でない、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎および表層用混合物の総使用量が3,000㎡						

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

平成2 1年3月									工 種	試験区分	平成2 3年3月												
工 種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘 要 基 準			工 種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘 要 基 準	理 由			
		再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○	舗装再生便覧 P215			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○	舗装再生便覧 P24	・舗装再生便覧の改訂					
	ブレンント	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.8.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○	舗装再生便覧 P40, 42, 43		ブレンント	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.8.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○	舗装再生便覧 P59, 60, 61	・舗装再生便覧の改訂					
		粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.8.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○	舗装再生便覧 P40, 42, 43			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.8.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○	舗装再生便覧 P59, 60, 61	・舗装再生便覧の改訂					
		再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.8.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○	舗装再生便覧 P40, 42, 43			再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.8.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○	舗装再生便覧 P59, 60, 61	・舗装再生便覧の改訂					
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	同左	耐水性の確認	○	舗装施工便覧P255 舗装再生便覧P14			その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	同左	耐水性の確認	○	舗装施工便覧P255 舗装再生便覧P28	・舗装再生便覧の改訂			
	ホイールトラッキング試験		舗装調査・試験法便覧 [3]-39	設計図書による。	同左	耐流動性の確認	○	舗装施工便覧P255 舗装再生便覧P14		ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39		設計図書による。	同左	耐流動性の確認	○	舗装施工便覧P255 舗装再生便覧P28	・舗装再生便覧の改訂					
	ラベリング試験		舗装調査・試験法便覧 [3]-17	設計図書による。	同左	耐磨耗性の確認	○	舗装再生便覧P14		ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17		設計図書による。	同左	耐磨耗性の確認	○	舗装再生便覧P28	・舗装再生便覧の改訂					
	舗設現場	外観検査 (混合物)	目視		随時				舗装再生便覧P42		舗設現場	外観検査 (混合物)	目視		随時				舗装再生便覧P60, 61	・舗装再生便覧の改訂			
		温度測定 (初期締固め期)	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)			舗装再生便覧P42			温度測定 (初期締固め期)	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)			舗装再生便覧P60, 61	・舗装再生便覧の改訂			
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。	・中規模以上の工事：定期的又は随時 (1,000㎡につき1個)。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。			舗装再生便覧P42 (便覧の記載漏れがあり、日本道路協会に確認済み)			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。	・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000㎡につき1個 ・1,000㎡未満の工事 (ただし維持工事は除く) ・1工事につき任意の3個			舗装再生便覧P60, 61	・舗装再生便覧の改訂 ・表現の軽微な変更 (試験基準)				
33 工場製作工 (鋼橋用鋼材)	材料	外観検査 (主部材・代表部)	現物照合	現物照合による目視及びリングマーク照合を行い、一致すること。 その他のすべての項目がミルシートで照合して全て一致すること。					33 工場製作工 (鋼橋用鋼材)	材料	外観・規格 (主部材)	現物照合、帳票 確認		現物とミルシートの整合性が確認できること規格、品質がミルシートで確認できること。		○		・表現の軽微な変更 (試験項目・試験基準等) ・試験成績表による確認の追加					
		外観検査 (主部材・その他)	帳票確認								機械試験 (JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材)	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は監督職員と協議のうえ選定する。			・表現の軽微な変更 (試験項目・規格値等)					
		外観検査 (付属部材)	帳票確認	すべての項目がミルシートで照合して全て一致すること。							外観検査 (付属部材)	目視および計測						・表現の軽微な変更 (試験方法)					
		機械試験		JISによる	JISによる																		
31 ガス切断工	施工	表面粗さ	目視	主要部材：50μmRy以下 二次部材：100μmRy以下		表面あらさとは、JIS B 0601に規定する表面の粗度をあらわし、50μmRyとは表面あらさ50/1000mmの凸凹を示す。			31 ガス切断工	施工	表面粗さ	目視	主要部材：50μmRy以下 二次部材：100μmRy以下		表面あらさとは、JIS B 0601に規定する表面の粗度をあらわし、50μmRyとは表面あらさ50/1,000mmの凸凹を示す。								
		ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあつてはならない 二次部材：1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。		ノッチ深さ			・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあつてはならない 二次部材：1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。									
		スラグ	目視	電弧のスタグが点在し、付着しているが、こん勝を残さず容易にはく離するもの。		スラグを残さず容易にはく離するもの。		スラグ			目視	電弧のスタグが点在し、付着しているが、こん勝を残さず容易にはく離するもの。		スラグを残さず容易にはく離するもの。									
		上縁の溶け	目視	わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。		わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。		上縁の溶け				わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。		わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。									
		その他	平面度	目視	設計図書による (日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)						その他	平面度	目視	設計図書による (日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)									
			ベベル精度	計測器による計測	設計図書による (日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)							ベベル精度	計測器による計測	設計図書による (日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)									
			真直度	計測器による計測	設計図書による (日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)							真直度											
		32 溶接工	施工	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。					32 溶接工	施工	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○		・試験成績表による確認の追加	
				彎曲げ試験 (19mm未満裏面(下) (19mm以上側面(上)：開先溶接)	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールあるいはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合には許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。				彎曲げ試験 (19mm未満裏面(下) (19mm以上側面(上)：開先溶接)			JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールあるいはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合には許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2	○		・試験成績表による確認の追加			
衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242			溶接金属および溶接熱影響部で母材の規格値以上 (それぞれ3個の平均)。	試験片の形状：JIS Z 2202 4号 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。		衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属および溶接熱影響部で母材の規格値以上 (それぞれ3個の平均)。	試験片の形状：JIS Z 2242 4号 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3	○				・技術基準の改定 (JISの統廃合) ・試験成績表による確認の追加							
マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。			欠陥があつてはならない。	試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。		マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数：1	○				・試験成績表による確認の追加							
非破壊試験：開先溶接	JIS Z 3104			引張側：2级以上 圧縮側：3级以上	試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。		非破壊試験：開先溶接	JIS Z 3104	引張側：2级以上 圧縮側：3级以上	試験片の個数：試験片継手全長	○				・試験成績表による確認の追加							
マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。			欠陥があつてはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接 図-17.4.3すみ肉溶接試験 (マクロ試験) 溶接方法および試験片の形状による。 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.3すみ肉溶接試験 (マクロ試験) 溶接方法および試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。		マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接 図-17.4.3すみ肉溶接試験 (マクロ試験) 溶接方法および試験片の形状による。 試験片の個数：1	○				・試験成績表による確認の追加							
引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241			道路橋示方書・同解説による	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。		引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	道路橋示方書・同解説による	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	○				・試験成績表による確認の追加							
曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145			溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。		曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3	○				・試験成績表による確認の追加							
突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104			引張側：2级以上 圧縮側：3级以上	RTの場合はJIS Z 3104による。 UTの場合はJIS Z 3060による。				突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104	引張側：2级以上 圧縮側：3级以上	RTの場合はJIS Z 3104による。 UTの場合はJIS Z 3060による。			○		「鋼道路橋の検方設計指針H4.3」による継手の設計を行っている場合は、疲労強度等級の条件によること。(等級に応じて、内部キズの規格値は3mm以下あるいは、収率/0mm以下となる)		・表現の軽微な変更 (構築物) ・試験成績表による確認の追加				
	外観検査 (余盛高さ)			・目視 ・ノギス等による計測	道路橋示方書・同解説による					外観検査 (割れ)	・目視	あつてはならない。			検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全従業員実施する。ただし、疑わしい場合は、縦断係法又は浸透液探傷法を用いる。	○		・表現の軽微な変更 (試験項目・規格値・種別の適正化等)					

品質管理基準及び規格値 新旧対照表

平成21年3月								平成23年3月								理 由	
工 種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	摘 要 基 準	工 種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要		試験成績表等による確認
		外観検査（すみ肉溶接サイズ）	・目視 ・ノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズおよびのど厚は、指定すみ肉サイズおよびのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズおよびのど厚ともに-1.0mmの誤差を認めるものとする。							外観形状検査（ビード表面のビット）	・目視及びノギス等による計測	主要部材の突合せ継手及び断面を構成するT継手、かど継手には、ビード表面にビットがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個又は継手長さ1mにつき3個までを許容するものとする。ただし、ビットの大きさが1mm以下の場合、3個を1個として計算するものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。			・表現の軽微な変更（試験項目・規格値・種別の並びの適正化等）
		外観検査（アンダーカット）	・目視 ・ノギス等による計測	アンダーカットの深さは、0.5mm以下でなければならない。							外観形状検査（ビード表面の凹み）		ビード表面の凹みは、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。				・表現の軽微な変更（試験項目・種別の並びの適正化）
		外観検査（オーバーラップ）	・目視 ・ノギス等による計測	あつてはならない。							外観形状検査（アンダーカット）		アンダーカットの深さは、0.5mm以下でなければならない。				・表現の軽微な変更（試験項目・摘要欄・種別の並びの適正化）
		外観検査（ビード表面の不整）	・目視 ・ノギス等による計測	ビード表面の凹みは、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。							外観検査（オーバーラップ）	・目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。			・表現の軽微な変更（試験基準・種別の並びの適正化）
		外観検査（アークスタッド）	・目視 ・ノギス等による計測	・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・クラックおよびスラグ巻込み：あつてはならない。 ・アンダーカット：するどい切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：（設計値±2mm）をこえてはならない。							外観形状検査（すみ肉溶接サイズ）	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズおよびのど厚は、指定すみ肉サイズおよびのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズおよびのど厚ともに-1.0mmの誤差を認めるものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。			・表現の軽微な変更（試験項目・試験基準・種別の並びの適正化等）
その他		ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	われなどの欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛りが包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。					外観形状検査（余盛り高さ）		道路橋示方書・同解説による				・表現の軽微な変更（試験項目・種別の並びの適正化）
											外観形状検査（アークスタッド）		・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・クラックおよびスラグ巻込み：あつてはならない。 ・アンダーカット：するどい切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：（設計値±2mm）をこえてはならない。				・表現の軽微な変更（試験項目）
									その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	われなどの欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛りが包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。			